

民法破棄判例を読む 第9回

中京大学法科大学院教授

橋本 恭宏

債権の差押通知と譲渡通知の先後が不明な
場合における供託金還付請求権の帰趨

最3小判平成5年3月30日（昭和63年（オ）第1526号供託金還付請求権確認請求本訴，民集47巻4号3334頁，同反訴事件）

判旨

- 1 同一の債権について，差押通知と確定日付のある譲渡通知との第三債務者への到達の先後関係が不明である場合，差押債権者と債権譲受人とは，互いに自己が優先的地位にある債権者であると主張することができない。
- 2 同一の債権について差押通知と確定日付のある譲渡通知との第三債務者への到達の先後関係が不明であるため，第三債務者が債権額に相当する金員を供託した場合において，被差押債権額と譲受債権額との合計額が右供託金額を超過するときは，差押債権者と債権譲受人は，被差押債権額と譲受債権額に応じて供託金額を案分した額の供託金還付請求権をそれぞれ分割取得する。

1 事案の概要

原告X（国）は，株式会社Aに対し，約244万円の租税債権を有していた。Xは，昭和60年9月24日，国税徴収法47条，62条の規定に基づき滞納者（債務者）Aの第三債務者Bに対する運送代金債権62万円（以下「本件債権」とする）につき滞納処分による差押えをし，同月24日，第三債務者Bの福岡市所在の本部に差押通知（以下「本件債権差押通知」という）をした。また，Yも，昭和60年9月18日，Aから本件債権全部の譲渡を受け，その通知は同月24日，Bの福岡市にある本部に到達した。Bの北九州市所在の営業所に確定日付のある譲渡通知（以下「本件債権譲渡通知」という）をした。このような2つの通知を受けたBは，債権差押通知と債権譲渡通知のいずれが早く到達したか判明しないとして，Bは，債権者不確知を理由に，昭和61年6月17日，本件債権額62万円を福岡法務局に弁済供託（民747条）した。

そこで、Xは、右供託金還付請求権の取立権を有することの確認を求めて本訴を提起し、Yも右供託金還付請求権を有することの確認を求める反訴を提起した。

2 当事者の主張

当事者間に争いになったのは、差押えと債権譲渡とが同一の債権に対してなされ、かつ、その第三債務者に対する通知の先後が不明である場合の供託金の還付請求権は誰に帰属するかである。

2 - 1 原告の主張

「… 債権差押通知と債権譲渡通知が第三債務者に同日に到達し、一定の幅の中で到達の先後関係が不明の場合には、同時に到達したもとして評価すべきであり、この場合には、差押債権者及び債権譲受人は、互いに、債権者の地位にあることを主張することができ、かつ、それぞれが全額について債権を有することになる（平等の割合をもって分割取得することにならない）と解されるから、被告の抗弁は主張自体理由がない。」

2 - 2 被告の主張

「… 債権差押通知と債権譲渡通知が同時に到達した場合には、その優劣を決することができないから、差押債権者及び債権譲受人は、互いに、債権者の地位にあることを主張し得ないというべきであり、仮に、互いに、債権者の地位にあることを主張し得るとしても、それぞれが、右債権を平等の割合をもって分割取得するものと解される。」

3 各審級の判断ならびに上告理由

3 - 1 第一審（福岡地判昭和63年2月26日請求認容）

「… 認定事実によれば、先後関係は不明といわざるを得ないけれども、各通知が、きわめて近接した時間の幅のなかでBに到達したものであることは明らかであるから、このような場合においては、各通知は同時に第三債務者に到達したもとして取り扱うのが相当と解される。」

そこで、指名債権の譲渡にかかる確定日付のある譲渡通知と債権に対する債権差押通知とが同時に第三債務者に到達した場合における、債権譲受人と差押債権者との優劣関係について検討するに、債権差押の効力は、債権差押通知が第三債務者に到達したときに発生するのであって、かつ、この効力を第三者に対抗するために一定の要件を要する旨の規定はないから、債権差押通知と同時に債権譲渡通知が到達した場合であっても、右債権差押の効力は債権譲受人に及ぶと解さざるを得ないところ、一方、債権譲渡については、第三債務者に対する確定日付ある証書による通知または承諾がない限り、第三者に対抗し得ない旨規定されている（民法467条2項）のであるから、債権差押通知より先に債権譲渡通知が第三債務者に到達したのであれば、債権譲受人は第三者たる差押債権者に対抗し得ず、右各通知が同時に第三債務者に到達した場合においては、債権譲渡の効力は差押債権者に及ばないものと解される。したがって、右各通知が同時に第三債務者に到達した場合における差押債権者と債権譲受人との関係は、指名債権が二重に譲渡され、各債権譲渡通知が同時に債務者に到達した場合における各譲受人のように、相互に優先的地位を主張し得ないため、その優

劣を決定し得ないという関係とは異なり、債権譲受人のみが一方的に債権差押の効力を受ける、すなわち、差押債権者が債権譲受人に優先する関係にあるものということができる。

Yは、XとYの優劣を決定し得ないことを前提として、両者の法律関係につき種々主張するけれども、以上によれば、Yの主張はその前提を欠くものであって、結局、Yとしては、その債権譲渡通知がXによる債権差押通知よりも先に第三債務者に到達したことを主張立証しない限り、Xによる債権差押が無効であるということができないと解されるから、抗弁は採用することができない。」

3 - 2 原審（福岡高判昭和63年7月20日最判民集47巻4号3381頁）

被控訴人（X）の本訴請求棄却、控訴人（Y）の反訴請求を控訴棄却（XY双方の請求を棄却）した。本件債権差押通知と債権譲渡通知とが同時にBに到達したことは争わないと両当事者が述べたほかは、一審と同じ事実認定をしている。

「ところで、一般に、指名債権が二重に譲渡され、確定日付ある各譲渡通知が同時に第三債務者に到達した場合における各譲受人相互の優劣関係については見解が分かれ、議論の存するところであるが、右の場合、各譲受人は互いに他の譲受人に対して自己のみが唯一の優先的債権者であると主張することは許されない結果、確定日付のない通知による二重譲受人相互の関係と同様にみて、各譲受人とも第三債務者に対し自己の債権の優先を主張することはできないと解するのが相当である。

そして、この理は、本件のように、指名債権の譲渡にかかる確定日付ある譲渡通知と、右債権に対する債権差押通知とが同時に第三債務者に到達した場合における、債権譲受人と差押債権者との優劣関係についても同様に妥当するものというべく、この場合を特に別異に解さなければならない理由はないので、本件において、差押債権者たる被控訴人も、また、債権譲受人である控訴人も、相互に優先的地位にある債権者であると主張することは許されず、その結果、何れもBに対し、自己の債権の優先を主張しうる地位にないというべきである。

よって、控訴人の抗弁は理由があり、被控訴人の本訴請求は失当として棄却を免れない。」

3 - 3 Xの上告理由

第1点 「国税徴収法62条3項の規定から明らかなどおり、債権差押えの効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生じる。したがって、差押債権者たる国は、右送達時以降、右差押えの効力を滞納者、第三債務者はもとより第三者に対しても主張することができる。国税徴収法が、このように差押えの効力に関して対抗要件の具備を特段要求していないのは、滞納処分が国税の自力執行権に基づき滞納者の財産に対して行われる特別の執行手続であって、租税の徴収を迅速かつ能率的に実現することを目的として設けられたものであることによるものである。

ところで、滞納処分による債権差押えと債権譲渡とが競合した場合、債権譲渡の関係において、差押債権者が民法467条2項にいう『第三者』に当たるとはいうまでもない（最高裁判所昭和31年4月24日第三小法廷判決・民集10巻4号417頁が、滞納処分に民法177条の規定の適用があることを認めているのを始め、対抗要件を要する第三者に差押債権者が含まれることに異論はない。）。したがって、債権譲受人が、差押債権者に対し自己が債権者の地位にあることを主張するためには、

債権譲渡について確定日付ある譲渡通知又は承諾を具備していなくてはならない。これに対して、差押債権者は、差押えの効力が発生している限り、右差押えの効力を何人に対しても主張することができる。すなわち、差押債権者は、差押債権につき債権譲渡が競合した場合でも、差押えに引き続いて後続の徴収手続を進めることができる。

一方、債権譲受人は、差押処分取消または変更を求める異議申立て、審査請求及び差押処分の取消訴訟又は差押えの無効を前提とする現在の法律関係に関する訴え（行政事件訴訟法36条）を提起し、差押えの効力が発生する前に債権譲渡の對抗要件を具備したこと、換言すれば、差押え前に債権が自己に帰属したこと及び債権譲渡について差押えの効力発生以前に対抗要件を具備したことを主張立証したときに初めて、差押えの効力を排除して債権を自己に確定的に帰属させることができるのである（山田紘「債権譲渡と滞納処分による差押通知と各送達の先後関係不明の場合と供託」NBL370号30頁参照）。

右のような差押債権者と債権譲受人の法的地位の相違は、差押えが租税債権の強制的実現を目的とした特別の執行手続の一貫をなすことから、差押えに対世的効力が付与されているのに対し、債権譲渡は私的自治の原則に服する権利変動であり、債権譲受人の地位は相対的に弱いものであるという両者の性質の差異に由来するものであって、この意味において債権差押えは債権譲渡に対する優先権を付与されているのである。

したがって、債権差押えの効力発生時期と債権譲渡の對抗要件の具備の時期が同時であった場合は、差押えが優先し、差押えの効力は債権譲受人に及び一方、債権譲受人は差押債権者に対し自己が債権者の地位にあることを主張することはできないのである。

同様のことは、民事執行としての債権差押え及び破産手続の場合についてもいうことができる。

第2点 「ところで、前記最高裁判所昭和55年1月11日判決は、『指名債権が二重に譲渡され、確定日付ある各譲渡通知が同時に第三債務者に到達したときは、各譲受人は、第三債務者に対しそれぞれの譲受債権についてその全額の弁済を請求することができ、譲受人の一人から弁済の請求を受けた第三債務者は、他の譲受人に対する弁済その他の債務消滅事由がない限り、単に同順位の譲受人が他に存在することを理由として弁済の責めを免れることはできないもの、と解するのが相当である』旨判示している。

右判決が、先に紹介した学説のうちいずれの見解を採っているのか、必ずしも明らかではないが、少なくとも、不可請求説を採ったものでないことは明白である。そして、右判決以後の下級審判例をみると、東京地方裁判所昭和55年3月31日判決・判例時報975号48頁は、各譲受人間の関係につき連帯債権説を採った上で、その配分関係につき『互いに債権を独占できる地位にないことの必然的な結果として、債務額（あるいは供託にかかる払渡請求権の金額）が同順位の譲受債権の合計額を下回るときには、譲受債権額の割合で清算がなされるべきものである』旨判示し、また、大阪地方裁判所昭和56年11月30日判決・判例時報1048号128頁は、公平の見地を根拠に分割債権説を採り、『二重譲受人の一方は、他方に対し、互いに平等の割合（譲受人が二人の場合は各二分の一の割合）で、譲受債権に対する権利を主張することができる』旨判示しており、いずれも不可請求説を採っていないのである。

以上のとおり、この問題に関する学説、判例は区々に分かれており、いまだに定説をみない状況にある。しかしながら、少なくとも、原判決の採る不可請求説は、債務者がいずれの譲受人に対しても弁済をする必要がないという不当な結果を容認することとなる上、前記最高裁判所の判旨に明らかに反するものと解される。」

4 上告審（一部破棄自判，一部棄却）

「上告理由第1点について 国税徴収法に基づく滞納処分としての債権の差押えをした者と同債権の譲受人との間の優劣は、債権差押えの通知が第三債務者に送達された日時と確定日付のある債権譲渡の通知が当該第三債務者に到達した日時又は確定日付のある第三債務者の承諾の日時との先後によって決すべきである（最高裁昭和56年（オ）第1230号同58年10月4日第三小法廷判決・裁判集民事140号1頁参照）。したがって、右各通知が第三債務者に到達したが、その到達の先後関係が不明であるため、その相互間の優劣関係を決することができない場合には、右各通知が同時に第三債務者に到達した場合と同様に、差押債権者と債権譲受人との間では、互いに相手方に対して自己が優先的地位にある債権者であると主張することが許されない関係に立つものというべきである（最高裁昭和53年（オ）第383号同年7月18日第三小法廷判決・裁判集民事124号447頁参照）。右と同旨の原審の判断は正当であって、原判決に所論の違法はない。論旨は、独自の見解に立って原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

同第二点について 1 国税徴収法に基づく滞納処分としての債権差押えの通知と確定日付のある右債権譲渡の通知とが当該第三債務者に到達したが、その到達の先後関係が不明であるために、その相互間の優劣を決することができない場合には、右各通知は同時に第三者債務者に到達したものと取り扱うのが相当である。

2 ……しかし、このような場合には、前記のとおり、差押債権者と債権譲受人との間では、互いに相手方に対して自己が優先的地位にある債権者であると主張することが許されない関係に立つ。

3 そして、滞納処分としての債権差押えの通知と確定日付のある右債権譲渡の通知の第三債務者への到達の先後関係が不明であるために、第三債務者が債権者を確知することができないことを原因として右債権額に相当する金額を供託した場合において、被差押債権額と譲受債権額との合計額が右供託金額を超過するときは、差押債権者と債権譲受人は、公平の原則に照らし、被差押債権額と譲受債権額に応じて供託金額を案分した額の供託金還付請求権をそれぞれ分割取得するものと解するのが相当である。」

（裁判長裁判官貞家克己 裁判官坂上壽夫園部逸夫佐藤庄市郎可部恒雄裁判官全員一致）

5 破棄判例を読む

指名債権が二重に譲渡された場合、譲受人相互間の優劣は、判例は、確定日付のある通知が債務者に到達した日時または債務者の承諾の日時によって決定されるといういわゆる到達時説を採用している（最判昭和49年3月7日民集28巻2号174頁）。

では、通知または承諾が同時になされた場合とか、通知または承諾の先後が不明である場合は、

どのように考えるべきだろうか。

この疑問に対して、判例は、これらの場合には、債務者は、複数の譲受人のうちのひとりがなした譲受債権全額の弁済請求を拒否できないとしている（最判昭和55年1月11日民集34巻1号42頁）。この判決は、両債権譲渡の優劣を直接述べることなく、その効果を述べることにより、実質的に優劣を述べているようにも思えるが、しかし、前掲、昭和40年判決と異なり、早いもの勝ちを示唆したに過ぎず、その法的根拠鼻にも明らかにしていない。また、弁済請求をした譲受人以外の譲受人と譲渡人との関係はどのようなものかについては、失礼を顧みず述べれば、全く無責任ともいえる判決である。例えば、他の譲受人は、全額の弁済を受けた譲受人に対し按分配当を求められるのである。本判決は、債権の差押通知と譲渡通知の先後不明な場合、その供託金還付請求についての事案で、按分取得を認めたものである。なお、従来なかった分野について最高裁がなした初めての判断である。

5 - 1 最高裁の見解

最高裁の見解は、以下の4点に集約される。すなわち、

(1) 滞納処分としての債権差押通知と確定日付のある債権譲渡の通知とが第三債務者に到達したが、その到達の先後関係が不明であるために、その相互間の優劣を決することができない場合は、右各通知は同時に第三債務者に到達したのものとして取り扱うのが相当である、

(2) このような場合、差押債権者と債権譲受人は、共に、差押債権者及び債権譲受人たる地位を有効に取得する、

(3) しかし、このような差押債権者と債権譲受人は、互いに相手方に対して自己のみが優先的地位にある債権者であると主張することが許されない関係に立つ、

(4) したがって、滞納処分としての債権差押えの通知と確定日付のある右債権の譲渡通知の第三債務者への到達の先後関係が不明であるために、第三債務者が右債権額に相当する金員を供託した場合において、被差押債権額と譲受債権額との合計額が右供託金額を超過するときは、差押債権者と債権譲受人は、公平の原則に照らし、被差押債権額と譲受債権額に応じて供託金額を案分した額の供託金還付請求権をそれぞれ分割取得するものと解するのが相当である、

以上である。

この最高裁の見解は、従来、指名債権の譲渡にかかる確定日付のある譲渡通知と右債権に対する債権差押通知との第三債務者への到達の先後関係が不明である場合、ないし同時に第三債務者に到達した場合において、(1) 差押債権者と債権譲受人は、それぞれ第三債務者に対してその給付を求める訴えを提起・追行し無条件の勝訴判決を得ることができることは明らかであったが、(2)

第三債務者に対して債権の全額を請求する差押債権者と債権譲受人相互間の優劣関係は明らかではなかった諸点において、一定の見解を示したものと見える。

5 - 2 これまでの判断の流れ

では、これまで同種と思われる事案において、最高裁は、どのような見解をとってきたのか。

最3小判決昭和58年10月4日民集140号1頁は、債権の譲受人と同一債権に対し債権差押命令及

び転付命令を得た者との優劣の基準に関し、「債権の譲受人と同一債権に対し仮差押命令の執行をした者との間の優劣は、確定日付のある譲渡通知が債務者に到達した日時又は確定日付のある債務者の承諾の日時と仮差押命令が第三債務者に送達された日時の先後によつて決すべきものであることは当裁判所の判例とするところ（最高裁昭和四七年 第五九六号同四九年三月七日第一小法廷判決・民集二八巻二号一七四頁）、この理は、本件におけるように債権の譲受人と同一債権に対し債権差押・転付命令の行をした者との間の優劣を決する場合においても、なんら異なるものではないと解するのが相当である。（ママ）」とした。すなわち、債権譲受人と同一債権に対し債権差押命令及び転付命令を得た者との優劣は、確定日付ある通知が債務者に到達した日時又は確定日付ある債務者の承諾の日時と債権差押命令が第三債務者たる右債務者に送達された日時の先後によつて決すべきであるというのである。

5 - 3 確定日付ある証書による通知・承諾が2つ以上ある場合の処理（債権譲渡と第三者に対する対抗要件）

債権譲渡においては、物権変動の登記や引渡しに対応するのが「確定日付のある証書によ」りなされる「通知または承諾」である（467条2項）。すなわち、債権の譲受人が債権譲渡の効果を債務者以外の第三者（たとえば二重譲受人、その債権を差押えた譲渡人の債権者、その債権を質にとった者、譲渡人の破産債権者など）に対抗するためには、467条1項の通知・承諾が、公正証書や内容証明郵便のような確定日付ある証書（民施5条参照）によってなされなければならないとしている。

問題は、確定日付ある証書による通知・承諾が2つ以上ある場合である。概説すると、判例は、後にも述べるように、その先後によつて第三者間の優劣が決められることになるとし、その基準は、確定日付ではなく、通知の到達時もしくは承諾の日時であるとしている（最判昭49・3・7民集28-2-174）。この解釈は多数説でもあるが、確定日付の前後によるべしとする説もあり（たとえば石田喜久夫・判批判時759号133頁以下、同・基本法コメ債総121頁、水本浩・セミナー債総154頁、同・債権総論232頁以下）、未だ定説をみない。ただし、動産・債権譲渡特例法による登記による方法の解決もあり、この法律による処理の進捗状況如何にかかっているともし、今後、実務的にどのような方向になるのかは未確定である。したがって、本稿においては、その点については特に触れない（拙稿・動産債権譲渡特例法と金融実務・塩崎勤＝・雨宮眞也編『新・裁判実務大系29 銀行関係訴訟法』286頁以下参照）

これまでの判例を一瞥すると、下記のようなものである。

（ア）「指名債権の二重譲渡の場合、確定日付のある通知の債務者への到達日時又は確定日付のある債務者の承諾の日時の先後による」として、到達時説を採ることを明らかにした（最1小判昭49・3・7民集28巻2号174頁）。

（イ）「確定日付が同一日付である複数の債権譲渡通知が同時に債務者に到達したときは、先順位の各譲受人は、後順位の譲受人に対する関係においては、等しく債権者たる地位を有効に取得したのものとして対抗することができる」として、先順位の複数の債権譲受人が後順位の差押債権者に優先する旨を判示し、傍論部分で、先順位の複数の債権譲受人間では互いに自己のみが唯一の優先

的譲受債権者であると主張することが許されない旨を説示した（最3小判昭53・7・18判時905号61頁）。

（ウ）指名債権が二重に譲渡され、確定日付のある各譲渡通知が同時に債務者に到達した場合は、各譲受人は、債務者に対しそれぞれの譲受債権全額の弁済を請求することができ、譲受人の1人から弁済の請求を受けた第三債務者は、他の譲受人に対する弁済その他の債務消滅事由がない限り、単に同順位の譲受人が他に存在することを理由として弁済の責を免れることはできない（最3小判昭55・1・11民集34巻1号42頁）とした。

5 - 4 確定日付が同一であるときの処理

学説は、前述のように、確定日付が同一であるときの処理は、到達の前後によって決してよいのではないかと（前掲・石田）、両者とも対抗要件を備えていない場合と同様であり債務者はいずれの譲受人にも弁済を拒否できるとかいう（前掲・水本）ものがある。

では、こうした立場による場合、到達が同時であったときもしくは到達の先後の判定が不可能であったときはどのような結果になるのか。

判例は、「各譲受人は、第三債務者に対しそれぞれの譲受債権についての全額の弁済を請求することができ」という（最判昭55・1・11民集34-1-42）。

学説は判例と同じ結論を認めつつ、譲受人相互間の清算がなされるべきことを説く見解がある。ただし、その法律構成は一致していない。たとえば、連帯債権類似の関係とするもの（浅沼武・判批金融276号18頁）、不真正連帯債権関係とするもの（横山長・判批金融733号14頁）、不当利得返還請求の構成を擬制するもの（池田真郎・判批判時975号158頁以下）などに分かれる。逆に、両譲受人とも債務者に弁済の請求をなし得ないとする説もあり（長谷部茂吉。判批金融666号17頁）、また、単純な通知・承諾の先後から実際の譲渡時の先後へと遡って決定すべしとする説（安達三季生・判批民商72巻2号302頁、柚木＝高木・判例債総356頁）、通知の発信時の先後から実際の譲渡時の先後へと遡って決定し、それもできないときは各譲受人は平等の割合で債権を分割取得したのものとしてその範囲についてのみ弁済請求が認められるとする説（石田穰・判批NBL203号40頁）などがある。

5 - 5 本件では、一審、原審、最高裁と三者三様の判断なされているが、それでは、原審と最高裁は、それぞれどのような点に問題があると考えて一審判決、原審判決を変更したのか。

第1審の指名債権の譲渡にかかる確定日付のある譲渡通知と右債権に対する債権差押通知とが同時に第三債務者に到達した場合における、債権譲受人と差押債権者との優劣関係についての判断枠組みは以下のようである。

債権差押の効力は、債権差押通知が第三債務者に到達したときに発生する、この効力を第三者に対抗するために一定の要件を要する旨の規定はない、債権差押通知と同時に債権譲渡通知が到達した場合であっても、右債権差押の効力は債権譲受人に及ぶと解さざるを得ない、債権譲渡については、第三債務者に対する確定日付のある証書による通知または承諾がない限り、第三者に対抗し得ない旨規定されている（民法467条2項）から、債権差押通知より先に債権譲渡通知が第

三債務者に到達したのでなければ、債権譲受人は第三者たる差押債権者に対抗し得ない。各通知が同時に第三債務者に到達した場合においては、債権譲渡の効力は差押債権者に及ばないものと解されると。では、各通知が同時に第三債務者に到達した場合における差押債権者と債権譲受人と、指名債権が二重に譲渡され、各債権譲渡通知が同時に債務者に到達した場合における各譲受人の場合との違いは何か。判決は、「相互に優先的地位を主張し得ないため、その優劣を決定し得ないという関係とは異なり、債権譲受人のみが一方的に債権差押の効力を受ける、すなわち、差押債権者が債権譲受人に優先する関係にあるものということが出来る」とした。

原審では、指名債権が二重に譲渡され、確定日付のある各譲渡通知が同時に第三債務者に到達した場合における各譲受人相互の優劣関係については、各譲受人とも第三債務者に対し自己の債権の優先を主張することができないと解するのが相当とした。すなわち、指名債権の譲渡に係る確定日付のある譲渡通知と、右債権に対する差押通知とが同時に第三債務者に到達した場合における、債権譲受人と差押債権者との優劣関係についても同じであるとした。

原審の結論に至る理由は判然としない。

最高裁も、結論として、「滞納処分としての債権差押通知と確定日付のある債権譲渡の通知とが第三債務者に到達したが、その先後関係が不明であるためにその相互間の優劣を決することができない場合には、右各通知は同時に第三債務者に到達したものとして取り扱うのが相当である」とした。そして、差押債権者と債権譲受人は、互いに相手方に対して自己のみが優先的地位にある債権者であると主張することが許されない関係に立つとし、滞納処分としての債権差押の通知と確定日付のある右債権の譲渡通知の第三債務者への到達の先後関係が不明であることから、第三債務者が債権額相当の金員を供託した場合、被差押債権額と譲受債権額との合計額が右供託金額を超えるとき、「差押債権者と債権譲受人は、公平の原則に照らし、被差押債権額と譲受債権額に応じて供託金額を案分した額の供託金返付請求権をそれぞれ分割取得するものと解するのが相当である」と結論づけている。ここでは、原審と同じく、債権の二重譲渡の場合で、その通知の先後不明の場合と同じく、その優劣関係は決定できず、公平の原則を理由に、それぞれの債権額に按分比例した額を供託金還付請求できるとしている。

以上の判断をみると、1審は、差押の効力は債権譲受人に及ぶとの前提の下に、私人間での債権譲渡と、公的機関による債権差押とでは、その各通知の到達時が不明な場合、後者が優先するとした。これに対して、原審、最高裁は、そうした債権譲渡と差押とにそもそも一審のこのような優劣関係はないとし、その通知の到達時不明の場合、どちらも優先権はないとした。さらに、最高裁は、その金員が第三債務者により供託された場合、各債権額に按分比例されるとした。

5 - 6 では、もし、3通の確定日付のある債権譲渡通知が同時に債務者に到達した後に、この債権について債務名義を有していた債権譲受人の一人が、その債務名義に基づき右債権に対する差押・転付命令を取得し、右命令が債務者に送達されたとした場合、差押債権者による、他の二人の債権譲受人に対する債権が自己に属することの確認、および、債務者に対する各譲受人からの弁済の請求はそれぞれ認められるであろうか。

この点、1審の判断枠組、原審、最高裁の判断枠組によっても、¹⁰の双方について、認められても良さそうである。それは、これら3つの判断では、これらの確認、請求を否定していないからである。

5 - 7 確定日付のある複数の債権譲渡通知が同時に債務者に到達した場合、債権譲受人の一人が第三債務者に債権全額の支払いを請求してきた。このような請求は認められるか。また、この場合、債務者が債権譲受人の一人に債権全額の支払いをしたとすると、他の債権譲受人は、その債権譲受人に配当を求められるか。

この点は、本破棄判例を参考にすると、配当が求められても良いと思われるが、理論上はそうは言えても、実務的にどのように処理するのかは問題である。

6 おわりに

以上の検討を通じて、最後にまとめをしておく。

6 - 1 確定日付のない通知による二重の債権譲渡 学説の概観

二重の債権譲渡がなされ共に確定日付のない通知がなされた場合、債務者は誰に対して弁済をなすべきか。

債務者は弁済すべき者であるから、自発的にいずれの譲受人へ弁済してもよい。

しかし請求された場合には、請求者に対して弁済しなければならない（後掲・石田（喜）説）との見解もある。その理由は、確定日付のない通知も、債務者に対しては対抗力を有する（民法467条1項）こと。いずれの譲受人も、弁済受領資格を有するから相互に優先しえない弁済受領資格が併存するから、不可分債権におけると同じく、債務者はいずれからの弁済請求をも拒むことができず、かつ、いづれの弁済によっても債権は消滅し、他方の請求を拒みうることになるという。

これに対して、我妻説は、債務者はいずれの債権者に弁済しても免責されるが、いずれに対しても弁済を拒むことができるという（我妻栄・民法講義 574頁）。その理由は、いずれの対抗力も優先的なものではないこと、譲渡人の通知が二重に行われた場合は、譲渡が真正に行われたという事実を推定させず、これを信頼して弁済しても保護されないという。

これまでの判例は、第一譲受人に弁済すべきであるとしてきた（大連判大正8・3・28民録25輯441頁）。したがって、債権の上の質権の設定もこれと同視できることになる（民法364条1項）。

このように、確定日付のない場合については、学説・判例は分かれている。

6 - 2 指名債権の二重譲渡と確定日付ある通知の同時到達した場合で、譲受人が確定日付を備えている場合、何を基準として優劣を決するのか。

判例は、到達時説を採用する（最判昭49・3・7民集28巻2号174頁）。その理由は、民法467条の対抗要件制度は、債務者が譲渡をいつ認識するかが重要であること、同一の債権に債権譲渡が殺到した場合には同日付である場合が多く、確定日付の先後は優劣を決するための明確な基準となりえないこと、同日付の場合にも時間の先後で優劣を決することができること、をあげる。

しかし、この到達時節には難点がある。確かに、対抗要件制度の趣旨としては妥当ではある。しかし、公的機関の関与する不動産登記とは異なり、私的関係によるものであることから、債権者、債務者間の通謀があり得るからである。これを回避するには、フランスにおけるような執行官による通知、公正証書によることが考えられる。この点は、「動産・債権譲渡特例法」による登記制度により、企業間の債権については一つの手当ができたと考えられる。

6 - 3 同時到達の場合の法律関係はどうか。

判例は（最判昭55・1・11民集34巻1号42頁）以下のようにいう。すなわち、各譲受人は第三債務者に対してそれぞれの譲受債権についてその全額の弁済を請求することができ、譲受人の一人から弁済の請求を受けた第三債務者は他の譲受人に対する弁済その他の債務消滅事由がないかぎり、単に同順位の譲受人が他に存在することを理由として弁済の責めを免れることはできないと。

これに対して、各譲受人は債務者に対してはいずれも債権全額を請求しうる地位に立つこと、各譲受人には主観的共同関係がないことを理由に、不真正連帯債務関係になるとの考え方がだされた（後掲・本田）。

しかし、同一の債権につき滞納処分による差押通知と確定日付のある債権譲渡通知との第三債務者への到達の先後関係が不明であるため、第三債務者が弁済供託をした場合において、差押債権者と債権譲受人との間で供託金還付請求権の帰属が争われた事案である本破棄判例は、同一の債権について、差押通知と確定日付のある譲渡通知との第三債務者への到達の先後関係が不明である場合、差押債権者と債権譲受人とは、互いに自己が優先的地位にある債権者であると主張することができず、同一の債権について差押通知と確定日付のある譲渡通知との第三債務者への到達の先後関係が不明であるため、第三債務者が債権額に相当する金員を供託した場合において、被差押債権額と譲受債権額との合計額が右供託金額を超過するときは、差押債権者と債権譲受人は、被差押債権額と譲受債権額に応じて供託金額を案分した額の供託金還付請求権をそれぞれ分割取得するとした。

そこで、残る問題点は、以下の2点である。

(a) 譲受人と債務者との関係はどのように考えるか。

筆者は、債務者は請求の先後、時期に関係なく譲受人1人に支払えば免責される。いずれが優先するか判断するのは非法律家には困難なため、供託（民法494条）も可能である。

(b) 譲受人相互の関係はどのようなものか

この点については、連帯債務の求償権の裏返しのようなものとして一種の配分請求権が認められる。平等な割合での清算とは頭数に応じてか債権額に応じて考えればよいと思われる。

6 - 4 では、以上のような、債権の優劣関係についての議論を踏まえて、本破棄判例で問題となった、その効果はどのように考えるべきであろうか。

学説は、下記の図のように整理することができるのではなかろうか。

優劣を決することができるか、

優劣を決することができないとした場合、各債権者は、その債権を行使することができるの

か、

その債権を行使することができるとした場合、全額請求をすることができるのか、

全額の請求をすることができるとした場合、それら複数の債権者同士の関係はどのような債権関係になるのであるか、である。

本破棄判例の結論を再録すると、

同一の債権について、差押通知と確定日付のある譲渡通知との第三債務者への到達の先後関係が不明である場合、差押債権者と債権譲受人とは、互いに自己が優先的地位にある債権者であると主張することができず、同一の債権について差押通知と確定日付のある譲渡通知との第三債務者への到達の先後関係が不明であるため、第三債務者が債権額に相当する金員を供託した場合において、被差押債権額と譲受債権額との合計額が右供託金額を超過するときは、差押債権者と債権譲受人は、被差押債権額と譲受債権額に応じて供託金額を案分した額の供託金還付請求権をそれぞれ分割取得する、という。

これに対して、学説は、優劣を決することができるかについて、石田穰説（「指名債権の二重譲渡・差押と各譲受人・差押債権者の法的地位」NBL203号40頁）以外は、優劣は決せられないとしている。石田説は、実際の譲渡時の前後で決するという（同旨・安達三季生「指名債権の二重譲渡と優劣に基準」民法の判例（第3版137頁））。

さらに、優劣を決することができないとした場合、各債権者は、その債権を行使することができるのかについて、我妻説（民法講義 574頁以下）以外は債権行使を肯定する。

次に その債権を行使することができるとした場合、全額請求をすることができるのかについて、椿説（「財産法判例研究」181頁以下）以外は全額請求を肯定する。

そして、全額請求を肯定した場合の法的構成は、

連帯債務とみるもの（浅沼武「判評」金法276号19頁）、不真正連帯債務とみるもの（石田喜久夫「判評」民商83巻3号431頁、本田純一「判評」金判605号57頁）、多数当事者の債権関係という構成を否定するもの（伊藤進「判評」昭55年度重判87頁）がある。

以上の学説に詳細なコメントを付することは筆者の能力からして不可能であるが、石田説は、債権譲渡規定とは別基準によるとするのであり、対抗要件を採用するわが国の民法とは異なる。また、我妻説では、債権行使を否定する結果、どうなるのかについての説明がなく、これでは、その債権は宙に浮くことになりそうである。

椿説では、譲受人にその分割を委ねることになり、また、債権者平等の原則からして、分割債権になるとするのは問題がある。

そうすると、最後の連帯債務か、不真正連帯債務とみるかであるが、連帯債務とみることは、連帯の意思のない以上、この構成は無理がある。そうした点からは、分配を認めるとすれば、不真正連帯債務とみるのが妥当であると思う。

多数当事者の債権関係という構成否定説は、いわば独立債権説とでもいうものであり、同じ債権を譲り受けた者が、債務者から、早い者勝ちに弁済を受けることになり、妥当ではないと思う。

そもそも、わが国の民法立案担当者は、こうした事態（2人以上の譲受人が現れること）を予定

していなかったものであり、不完全な債権譲渡対抗要件による決着を決めたことにその原因がある。フランスのように、公証人等、第三者機関を通しての、対抗要件具備か、不動産と同じような「登記」によることが求められよう。なお、企業債権については、動産・債権譲渡特例法による「登記」が指定されているのであり、これを、一般債権にまで拡大するしか、この問題の根本解決はないのではなからうか。

